

令和2年2月10日から第4期重点的撤去区域(その3) における係留船対策を開始します

～ 1月30日付で重点的撤去区域の設定範囲拡大の公示を行いました ～

令和2年1月30日
国土交通省
遠賀川河川事務所

遠賀川河口域における不法係留船対策につきましては、『遠賀川河口域利用対策協議会』からの意見を踏まえ、平成23年2月に国土交通省九州地方整備局と福岡県との連名による『遠賀川河口域における不法係留船対策に係る計画』を策定しました。この計画に基づき、平成23年6月から「第1期重点的撤去区域」、平成24年4月から「第2期重点的撤去区域」、平成25年4月から「第3期重点的撤去区域」、平成26年10月から「第4期重点的撤去区域(その1)」、そして、平成28年7月から「第4期重点的撤去区域(その2)」において対策を進めてきました。

その結果、関係機関や地域住民のご協力、並びに係留船所有者のご理解のもと、本対策開始前の平成22年から令和元年までの9年間で604隻減少し、令和元年9月現在、171隻の不法係留船が確認されています。

この度、国土交通省九州地方整備局長と福岡県知事との連名により、**第4期重点的撤去区域(その3)の設定を公示**し、本計画に基づく対策の区域を更に拡げ、**令和2年2月10日から対策を開始します**。

なお、公示内容等につきましては、別添資料をご覧ください。

記

1. 公示日 令和2年1月30日
2. 公示文掲示場所

- ・九州地方整備局(福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎)
- ・遠賀川河川事務所(直方市溝堀1-1-1)
- ・福岡県庁(福岡市博多区吉塚東公園7-7)
- ・福岡県 北九州県土整備事務所(北九州市八幡西区則松3-7-1)

※福岡県県土整備部河川管理課、北九州県土整備事務所、及び遠賀川河川事務所(占用調整課)において、関係図書を縦覧に供します。

【発表記者クラブ】

北九州地区記者クラブ
直方地区記者クラブ

【この記者発表に関する問い合わせ先】

国土交通省 遠賀川河川事務所 技術副所長 松岡 忠浩
占用調整課長 仙崎 英彦
TEL 0949-22-1830(代表)
FAX 0949-23-3487(占用調整課)

～ 参 考 ～

① 遠賀川河口域利用対策協議会とは

平成10年度に発出された、国土交通省 河川局長（現在：水管理・国土保全局長）通達「計画的な不法係留船対策の促進について」を踏まえ、行政手続きに則り設置された協議会。メンバーは、学識経験者・地元自治体代表・警察・河川管理者（国・県）で構成されている。

この協議会からの助言を受け、河川管理者が不法係留船対策に係る計画を推進することとしている。

－開催経緯－

第1回	平成22年 9月16日	第2回	平成23年 1月26日
第3回	平成24年 2月17日	第4回	平成25年 1月23日
第5回	平成26年 8月 8日	第6回	平成28年 4月26日
第7回	平成30年 7月24日	第8回	令和 元年12月19日

② 遠賀川下流部利用者会議とは

上記で設けられた遠賀川河口域利用対策協議会には、地元住民や水面利用者が含まれないことから、地域の意見を聴く仕組みとして、遠賀川下流部利用者会議を設置。

－開催経緯－

第1回	平成22年11月25日	第2回	平成23年12月15日
第3回	平成24年11月29日	第4回	平成26年 6月20日
第5回	平成28年 3月 9日	第6回	平成30年 5月29日
第7回	令和 元年10月29日		

③ 重点的撤去区域とは

①記載の通達に示された考え方で、周辺環境の維持と治水の安全を確保するため、重点的に船舶の係留規制（強制撤去等）をしていく区域のことで、遠賀川河口域では5期に分かれており、順次拡大していくこととしています。

この度設定する重点的撤去区域は、現在係留されている船舶数と受け皿となる周辺保管施設等の空き状況等を考慮し、第4期重点的撤去区域を分割し、約116隻が対象となる区間を「第4期重点的撤去区域（その3）」として設定する事を協議会等で承認され決定しました。

なお、河川区域に船舶を係留するには、河川法（24条・26条）の許可を得る必要があります。しかし、遠賀川河口域では、治水面・環境面から基本的に船舶係留を許可しておりません。（「遠賀川河口域利用対策協議会」において不法係留船対策に資すると認められた陸上保管施設は除く）

④ 除却（撤去）指示・強制撤去について

重点的撤去区域では、船舶の係留規制（強制撤去等）が徹底されるため、河川法及び行政代執行法に基づき、行政指導・除却（撤去）指示・監督処分・戒告等により自主撤去を促し、それでも自主撤去されない場合は、代執行令等の手続を実施し、不法係留船を強制撤去（代執行）していくこととなります。

なお、代執行に要した費用については、船舶所有者に納付を命ずることとなり、行政代執行法第6条第1項の規定に基づき、国税滞納処分の例により徴収することができます。



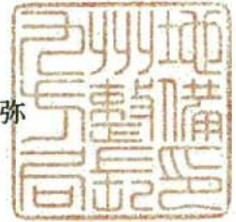
公 示

遠賀川河口域における不法係留船対策に係る計画において、「第4期重点的撤去区域（その3）」を次のように定めたので公示する。

関係図書は、国土交通省九州地方整備局遠賀川河川事務所（占用調整課）、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県北九州県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和2年1月30日

国土交通省 九州地方整備局長 村山 一弥



福岡県知事 小川 洋



1. 河川名
遠賀川水系 西川
2. 第4期重点的撤去区域（その3）の範囲
西川 距離標 0k000 から距離標 0k800 まで
3. 第4期重点的撤去区域（その3）における不法係留船対策の実施開始時期
令和2年2月10日
4. 強制的撤去措置に関すること
河川法第77条第1項に基づき河川監理員が行う是正指示等の指導に従わず不法係留船を河川区域外へ自主的に除却しない場合又は不法設置栈橋・係留柱等を除却し河川を原状に回復しない場合は、同法第75条第1項に基づき河川管理者の監督処分として河川区域からの除却等を命ずる。（監督処分を命ずべきものを確知できない場合は、同法第75条第3項に基づく簡易代執行により河川管理者において強制的に撤去する。）
命ぜられた期限までに除却等を履行しない場合は、行政代執行法第2条に基づき河川管理者において強制的に撤去する。

不法係留船対策

第4期重点的撤去区域（その3）設定について

（記者発表参考資料）

令和2年1月30日

国土交通省 遠賀川河川事務所

遠賀川河口域における不法係留船対策の進め方

不法係留船対策に係る計画について専門的な議論を行う。

●遠賀川河口域利用対策協議会

※構成メンバー：学識経験者・地元自治体・警察・河川管理者等

「地域の意見」を不法係留船対策に係る計画に反映する。

●遠賀川下流部利用者会議

※構成メンバー：地元自治体・地域住民・地元漁協・船舶所有者の代表等

⑥計画実施の報告

③地域の意見を反映した対策(案)の説明

④対策(案)の承認

不法係留船対策に係る計画の立案及び実施を行う。

●河川管理者

※九州地方整備局・福岡県

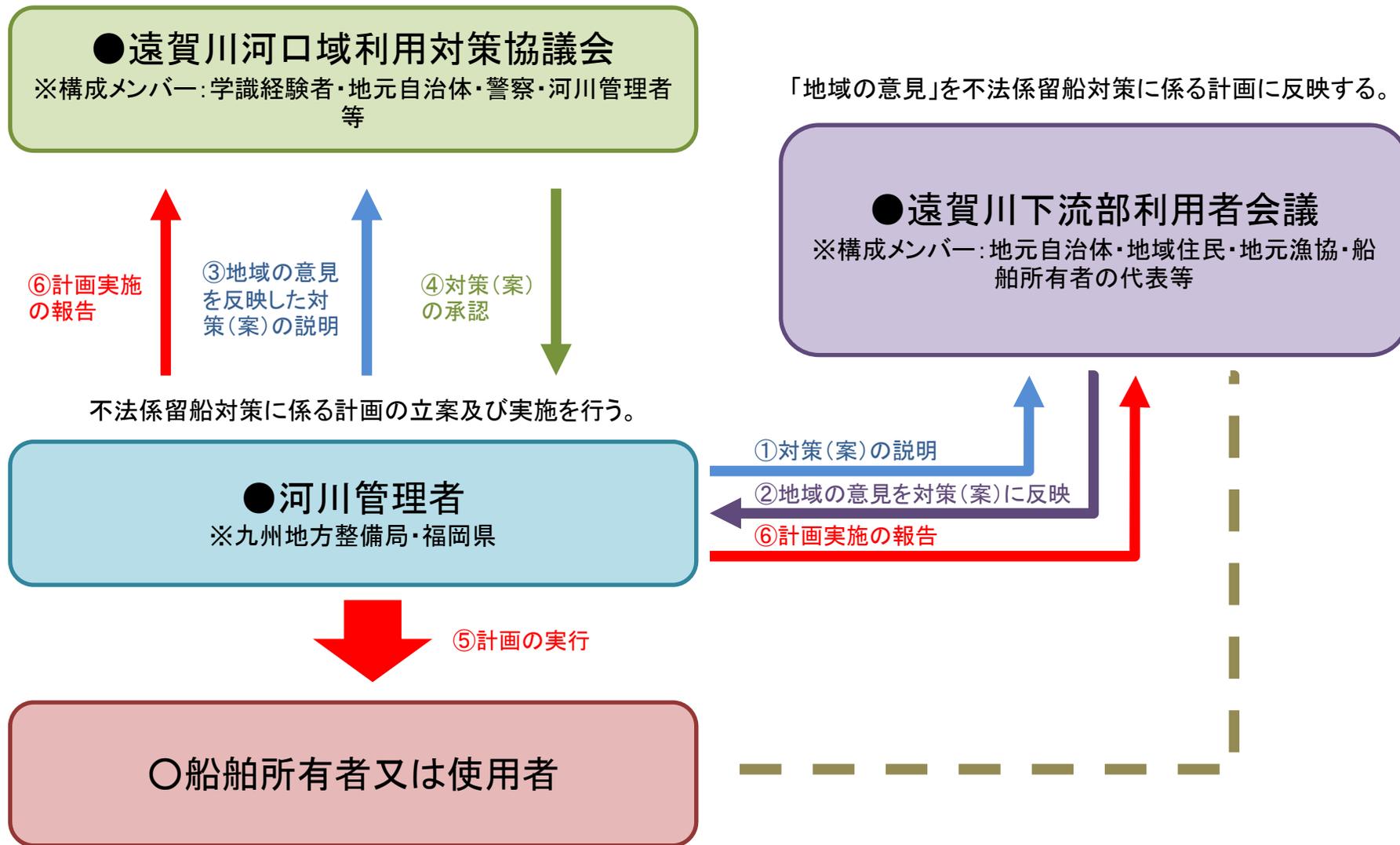
①対策(案)の説明

②地域の意見を対策(案)に反映

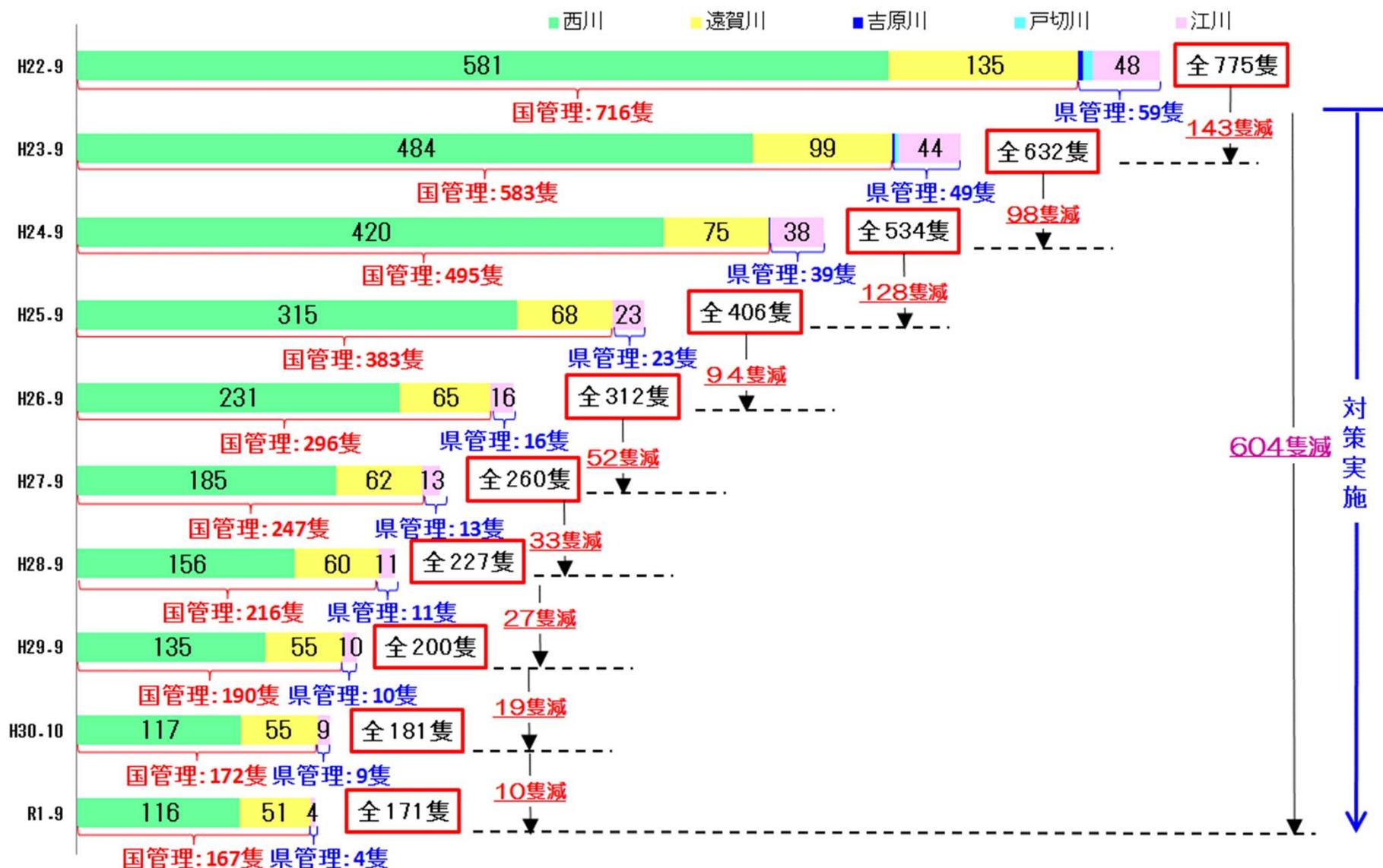
⑥計画実施の報告

⑤計画の実行

○船舶所有者又は使用者

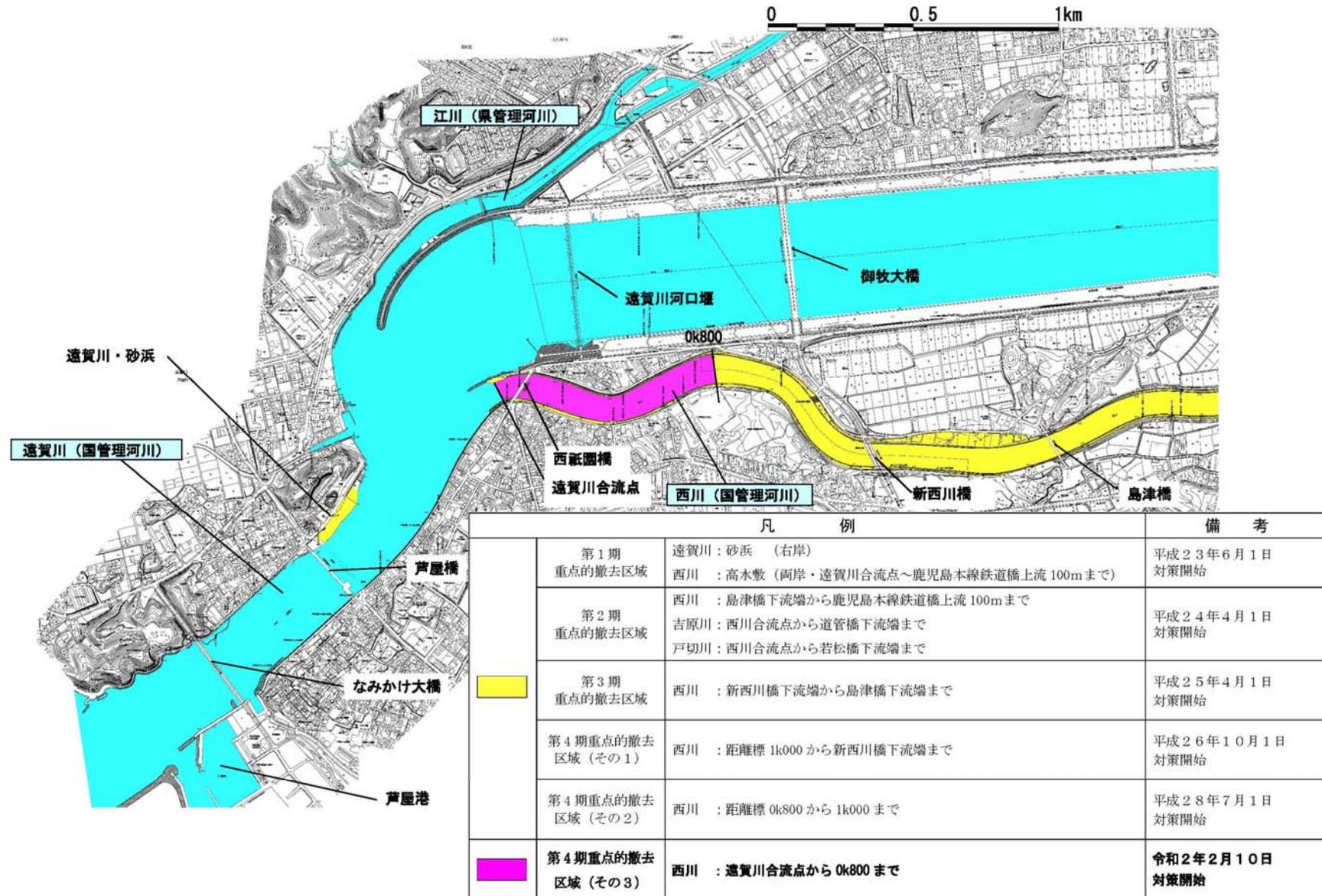


遠賀川河口域における係留船舶数の推移 (国管理区間+県管理区間)

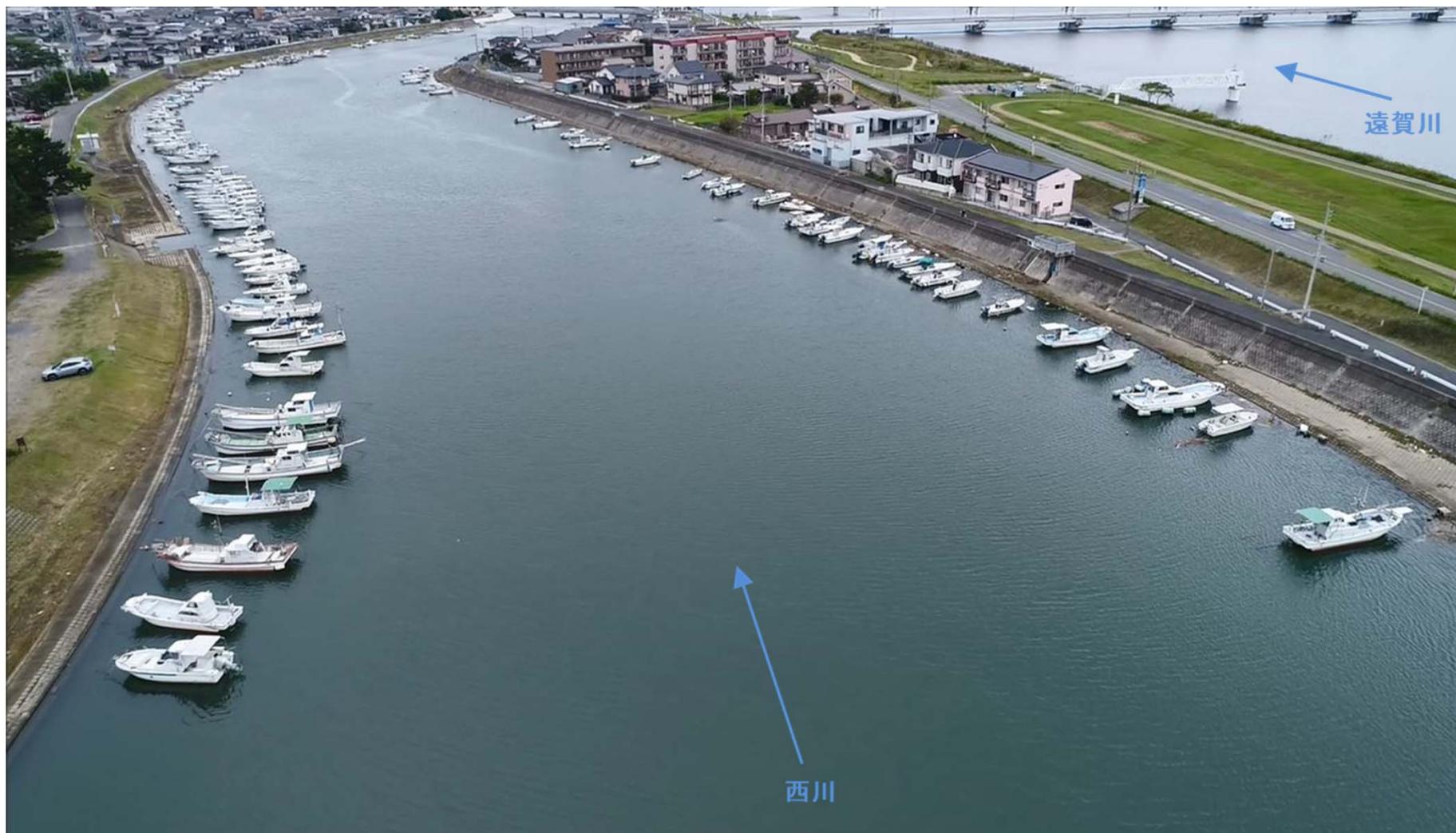


平成22.9から令和元.9までの間に全体で **604隻** の係留船が減少している。

第4期重点的撤去区域（その3）の区間



第4期重点的撤去区域（その3）区間の係留状況



第4期（その3）区間の西川不法係留状況
平成30年10月撮影